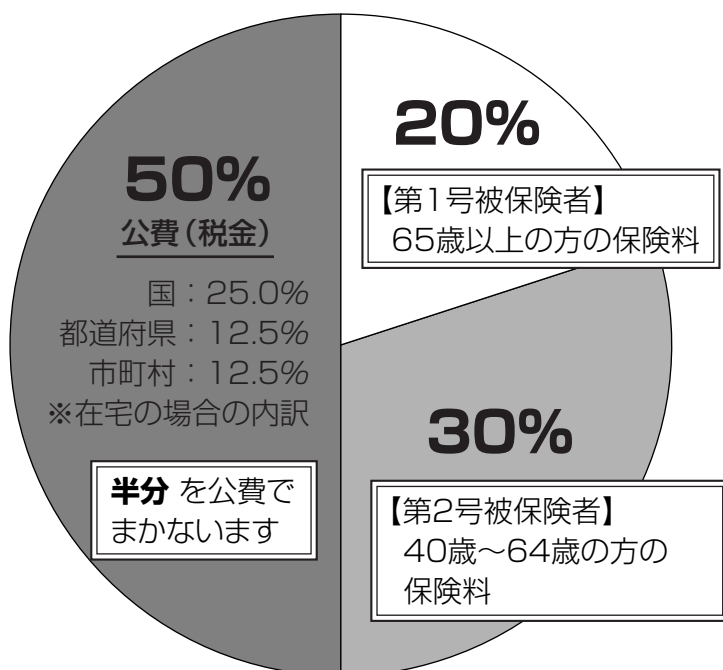


## 介護保険料はどうしておさめるの？

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうというしくみです。  
一人ひとりの保険料は大切な財源です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

### ◆ 介護保険の財源 ◆



介護保険制度は、40歳～64歳の方の保険料と、65歳以上の方に納めていただく保険料と公費(税金)を財源に運営しています。

### ■ 介護保険料の決まり方 ■

**【第1号被保険者(65歳以上)】**  
町民税の課税状況や所得により介護保険料が決まります。

**【第2号被保険者(40歳～64歳)】**

**国民健康保険(国保)**

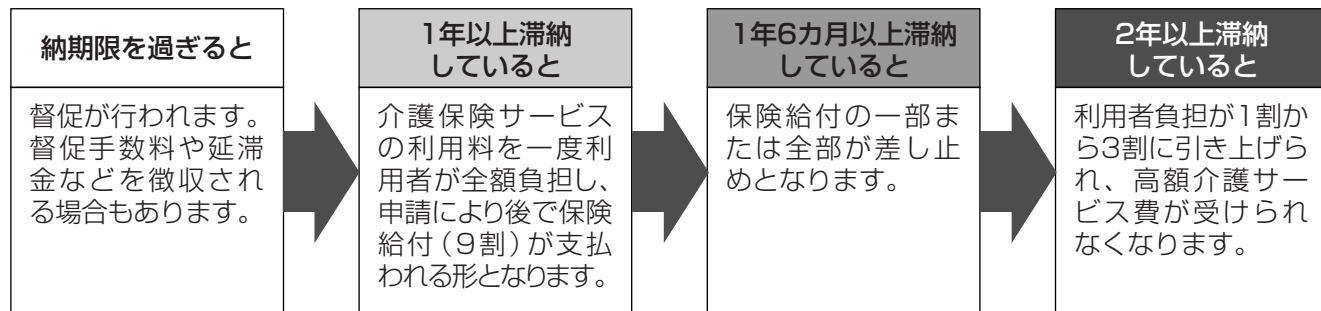
所得などに応じて世帯ごとに決まり、医療分と介護分をあわせて国保税として世帯主が納めます。

**職場の医療保険など**

加入している医療保険ごとの介護保険料率と給料・賞与に応じて決まり、医療保険の保険料と介護保険料をあわせて給料・賞与から差し引かれます。

## 保険料をおさめないでいるとどうなるの？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割から3割になったりする措置がとられます。保険料は必ず納めてください。



介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ～安心で便利な口座振替を！～

○お問い合わせ 大方総合支所 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)  
佐賀総合支所 健康福祉課 保険福祉係 ☎55-3112(直通)